

○財務省告示第三十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年一月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第二百二十  
六回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第四十七条第一項  
三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格



七					八										
イ					ロ										
払込金					額										
行	争	非	者	特	行	争	非	者	特	行	争	非	者	特	
入	札	格	第	加	入	札	格	第	加	入	札	格	第	加	
札	格	第	加	場	札	格	第	加	場	札	格	第	加	場	
発	競	I			発	競	II			発	競	I			
				二					で						
				万					八						
				千					百						
				三					六						
				百					十						
				四					一						
				億					億						
				四					円						
				千					円						
				九					十						
				十					五						
				億					億						
				百					円						
				三					、						
				十					額						
				四					面						
									金						
									行						
									し						
									七						



$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times \frac{32}{100}}{365}$$

十四 初期利子

平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times \frac{1}{100}}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十二年十二月二十日

十七 償還金額

日本銀行

十八 元利支

財務大臣から通知を受けた者

十九 払入札参加

平成二十八年一月二十一日

二十 払込期日